最終更新日：2019年8月1日

千代田化工建設株式会社
代表取締役社長 山東　理二
問合せ先：045-225-7740 総務部長　中村　薫
証券コード：6366
https://www.chiyodacorp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼と共感を得られる経営を企業活動の基本であると認識し、中長期的な成長の持続を目指し経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組み、コーポレートガバナンスの継続的強化および内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

《原則4-10 (1) 任意の仕組みの活用　指名委員会・報酬委員会の設置》

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、当社コーポレートガバナンスポリシー（Ⅱ．第3章1(iii)及び(iv)）のとおり、取締役の選任及び報酬の決定の過程において、独立社外取締役及び常勤監査等委員が決定会議に参加もしくは同席し、実質的に任意委員会同様の機能を持つことで、客観性、透明性を高め、妥当性を確保していると考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「千代田化工建設　コーポレートガバナンス・ポリシー」（以下、当社ポリシーといいます）を策定し、当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますのでご参照ください。
https://www.chiyodacorp.com/jp/about/governance/

《原則1-4　政策保有株式》
当社ポリシーのⅡ．第1章4．をご参照ください。
2015年3月末時点で16銘柄216億円保有しておりましたが、2016年3月末時点で5銘柄118億円へと縮減し、2019年3月末時点では3銘柄1.9億円の保有としております。

《原則1-7　関連当事者間の取引》
当社ポリシーのⅡ．第1章7．をご参照ください。

《原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮》
当社ポリシーのⅡ．第2章6．をご参照ください。

《原則3-1　情報開示の充実》
当社ポリシーのⅡ．第3章1．をご参照ください。
なお、(i)に関して、当社経営理念および現行の中期経営計画については当社ウェブサイトに掲載しておりますので併せてご覧ください。
https://www.chiyodacorp.com/jp/about/policy/
https://www.chiyodacorp.com/jp/ir/managementstrategy/plan/

《補充原則4－1(1)　経営陣に対する委任の範囲》
当社ポリシーのⅡ．第4章1．をご参照ください。
同項に記載したとおり、当社では、当社における業務執行に関する決定を迅速に行うため、業務執行に関する事項の決議機関として代表取締役をもって構成する経営会議を設置し、「取締役会規定」および「経営会議規定」においてそれぞれの付議範囲を定め、委任の範囲を明確にしております。具体的には、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項、ならびに、これに準じる事項としてその重要性および性質に鑑み取締役会の付議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当社の業務執行に関する決定を経営会議に委任しております。

《原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》
当社ポリシーのⅡ．第4章9．をご参照ください。

《補充原則4-11(1)　取締役会の多様性および規模に関する考え方》
当社ポリシーのⅡ．第4章11(1)．に規定しておりますのでご参照ください。

《補充原則4-11(2)　取締役・監査役の兼任状況》
当社ポリシーのⅡ．第4章11(2)．に規定しておりますのでご参照ください。また、当社ウェブサイトに掲載している「定時株主総会招集ご通知」を併せてご覧ください。
https://www.chiyodacorp.com/jp/ir/information/general-meeting/

《補充原則4-14(2)　取締役・監査役に対するトレーニングの方針》
当社ポリシーのⅡ．第4章14．をご参照ください。

《原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針》
当社ポリシーのII. 第5章1. をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	86,931,220	33.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,297,000	3.98
株式会社三菱UFJ銀行	9,033,925	3.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,371,000	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,809,200	1.86
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,500,410	1.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,274,000	1.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,527,892	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,169,900	1.22
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH MAIN EQUITY ACCOUNT	3,008,814	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は2008年3月31日開催の取締役会において、三菱商事株式会社と資本業務提携に関する契約を締結することを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中　伸男	その他											
山口　博	他の会社の出身者											
小林　幹生	他の会社の出身者											
奈良橋　美香	弁護士											
松永　愛一郎	他の会社の出身者							○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　伸男		○	独立役員であります。	国際エネルギー機関等の国際機関での豊富な知見、また世界的視野での知見等を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役と認められるため。

山口　博		○	独立役員であります。	エネルギー業界での豊富な知見と東京電力株式会社の取締役 代表執行役副社長 電力流通本部長を務められた経験を活かし、当社社外監査等委員として中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいておりました。こうした実績を踏まえ、同氏の豊富な知見と経験を当社経営により活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役と認められるため。
小林　幹生	○	○	独立役員であります。	三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員、菱進クレジットサービス株式会社代表取締役社長及び株式会社日本プロパティ・ソリューションズ代表取締役副社長としての経験に基づき、中立かつ客観的視点からの監査等により、当社経営の健全性確保に貢献していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない監査等委員である社外取締役であると認められるため。
奈良橋　美香	○	○	独立役員であります。	弁護士としての専門的な知識と経験に加えて企業法務の経験を活かし、法務・コンプライアンス及びガバナンス管理の視点をもって、経営の監査等に貢献していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない監査等委員である社外取締役であると認められるため。
松永　愛一郎			当社の大株主である三菱商事株式会社の常務執行役員であります。	三菱商事株式会社新エネルギー・電力事業本部重電機輸出部長や、伯国三菱商事会社社長を務められ、インフラ、発電、新エネルギーなど幅広い事業分野に精通されております。現在は、同社常務執行役員産業インフラグループCEOを務めておられることから、そのグローバルな経営全般に関する経験や知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任職員の独立性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会監査の実効性を確保するため、監査等委員が社内各本部の業務執行状況を聴取すると共に、監査等委員会と業務監査部及び会計監査人のそれぞれの間で、定期的ミーティングによる情報交換を行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会、業務監査部及び会計監査人による三様監査連絡会を定期的に開催します。

監査等委員と会計監査人の連携は、緊密に行い、監査等委員会あての会計監査人定例報告会として、年間監査計画報告会、四半期レビュー報告会及び期末監査報告会などを開催します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2016年６月開催の株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、経営方針に従い会社業績の一層の向上へのインセンティブを高めるため、年額２億円を上限とし親会社株主に帰属する当期純利益の額の１％以内で運用する業績連動報酬制度、および会社業績の長期的向上へのインセンティブを高めるため、実質的に長期的な株価上昇に連動する報酬として、取締役に対して年額９千万円を上限とした自社株式取得目的報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2004年度から、取締役報酬を報酬の区分ごとに事業報告(営業報告書)で開示し、その事業報告をホームページで公開しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、2016年６月23日開催の2015年度定時株主総会決議により、以下のとおりご承認をいただいております。

a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
1．基本報酬（職責に対応）：年額３億円以内とする。
2．業績連動報酬（毎期の成果に対応）：親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、２億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の１％以内で運用。
3．自社株式取得目的報酬（長期的な業績向上に連動）：年額９千万円以内で、取締役(社外取締役を除く)は、役員持株会を通じて 自社株式を取得する。

b) 監査等委員である取締役
職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内とする。

【社外取締役のサポート体制】

監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員(1名)を配置しております。
専任職員は、監査等委員である社外取締役への各種の情報伝達を含め、監査等委員会をサポートする各種職務を担います。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長坂　勝雄	相談役	経営全般の助言･対外活動	常勤、報酬有	2019/06/25	2020年3月

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

当社は、2016年6月23日開催の2015年度定時株主総会をもって、従来の監査役会設置会社から、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、取締役会における決議権を持ち、代表取締役の選定や業務執行の意思決定全般(取締役に決定が委任されたものを除く)に関与する体制となりました。

当社は、監査等委員会設置会社の制度を基礎として、社外取締役5名の選任により、客観的かつ中立的立場に立った経営監視機能の確保に努めています。

＜取締役会＞
取締役会（月例開催）は、監査等委員を含めた取締役10名（議長である代表取締役会長CEO大河一司、山東理二、樽谷宏志、風間常則、田中伸男、山口博、松永愛一郎、北本高宏、小林幹生、奈良橋美香）で構成されています。取締役会では、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、社外取締役の客観的かつ中立的視点から、適切な意思決定と経営監督が合理的に行えるようにしています。取締役会への付議事項には、経営計画、重要な組織人事、多額の投融資などがあります。

＜経営会議＞
当社は、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、取締役会の決議に基づき当社の業務執行を統括する代表取締役社長の諮問機関として、執行役員を兼務する代表取締役及び常務執行役員以上の役職者で構成し、定足数をその過半数の出席と定めた経営会議を設置しています。経営会議は、取締役会に付議する事項の事前審議を行う等取締役会決議により定められた業務執行に関する事項を審議し、業務執行統括者である代表取締役社長に答申します。

＜監査等委員会＞
当社は、監査等委員を3名（うち1名は常勤）で構成する監査等委員会を置いており、監査等委員会が取締役の職務執行全般に関する監査を行っています。監査等委員のうち、2名（小林幹生、奈良橋美香）は独立役員であり、1名（監査等委員長 北本高宏）は財務会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員です。また、監査等委員会監査を支えるために監査等委員を補助する専任職員を置いています。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の制度を基礎として、社外取締役5名の選任により、客観的かつ中立的立場に立った経営監視機能が十分に発揮される体制ができているため、現状のコーポレート･ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月10日に発送（直近実績）
集中日を回避した株主総会の設定	6月25日に開催(直近実績)
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページにて公開

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき策定した「千代田化工建設　コーポレートガバナンス・ポリシー」（以下、当社ポリシーといいます）の第3章1．において、情報開示の充実について規定しています。また、「IRポリシー」を策定し、当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と中間決算時は、取引所での決算開示後、同日中にアナリスト説明会を開催しています。また、第1及び第3四半期決算時には電話会議による説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明を適宜実施しています。 加えて、 1)証券会社主催による日本で開催される説明会(カンファレンス)への参加(年3～4回程度)、 2）四半期毎の個別面談・電話会議などの方法による説明の実施など、 国内投資家向けと差のない公平開示に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには社長メッセージとして経営施策を掲載しています。他にも、決算短信、決算発表の補足説明資料(カラー図表)などを掲載しています。 また、決算説明資料(カラー図表)などは、国内個人投資家、海外投資家への公平開示の視点から、日本語版と英語版の資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署としてIR・広報・CSR部を設置しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	前述した当社ポリシーの第2章において、株主以外のステークホルダーとの協働について規定しています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	1)当社グループは経営理念でもある「エネルギーと環境の調和」を目指し、事業の推進により社会の持続的発展に寄与することはもとより、株主、お客様、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼と共感を得る企業であり続けるよう努めています。このため、グループ全体で共有すべき価値観としてCSRバリューを策定し、グループ社員一人ひとりの事業活動に展開し、その活動については「千代田グループサステナビリティレポート」を発行するとともに、併せてCSRの取り組みとして当社ホームページ上でも公開しております。 2)社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みである「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加し、4分野10原則に則り、事業活動全般を通して人権・労働・環境・腐敗防止等の取り組みを展開しております。加えて、気候変動対策についてのグローバル合意「パリ協定」や「生物多様性条約締結国会議(COP10)」への対応として、環境と経済成長を両立させた社会の実現に向け技術開発を始めとする環境保全活動や人財への環境教育の徹底等により社会課題の解決を果たし、企業価値向上に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ポリシーの第3章1．において情報開示の充実について規定し、その中でステークホルダーも対象に含めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［内部統制システムに関する基本的な考え方］
当社は、法令等に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用しております。内部統制強化のために内部統制運営委員会を設置し、同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末または必要と判断した時点で、経営会議に対して内部統制に関する改善等の提言を行っています。経営会議はその提言を検討し、取締役会が内部統制システムについて決定を行います。

［内部統制システムの整備・運用］

1．法令等遵守体制
(1)当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。
(2)法令等遵守体制の強化を図るために、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。また、関連規定およびマニュアルの制定・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度や相談窓口を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては通報・相談したことを理由とした相談者または通報者に対する不利な取扱いを行わない。
(3)取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。
(4)内部監査部門は、各部門における法令等の遵守の状況について監査を実施する。
(5)当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2．情報保存管理体制
(1)当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規定により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存および管理を行う。
(2)取締役会や経営会議等の重要な会議については、法令および社内規定に基づいて議事録を作成の上、適切に保存および管理を行う。

3．損失危険管理体制
(1)当社は、全社的リスク管理に関し、チーフ・リスクマネジメントオフィサー（CRO）が基本方針、社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じ、管掌するチーフ・オフィサー、本部長と協働して管理体制を構築する。
(2)当社事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行においては、当社の財務規模及び人員数を念頭に置いた受注戦略の下で、案件の萌芽期から完了に至るまで一気通貫したプロジェクトリスク管理を行う恒常部門を設置し、テイクアップ前の段階からのリスク審議、見積方針及びプロポーザル等の各段階における検討を行う。プロジェクト案件の遂行面については、複線的な報告ラインの整備、事業本部の自律したリスクマネジメントの強化と関係部門との連携強化、損益やリスク状況を頻度高く可視化する仕組みの導入等を通じ、遂行支援と内部牽制の両輪にて経営補佐とプロジェクト支援にあたる。
(3)全社のリスクのうち危機管理を統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネジャーが実施する活動を一元的に統括する。当該リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。

4．効率性確保体制
(1)取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保する。
(2)経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌および職務権限に係る社内規定に基づき、柔軟な組織編成および職務権限の明確化と委譲を行う。
(3)全社的な業務効率化を図るため、社内諸規定を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5．企業集団内部統制体制
(1)当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。
(2)当社は、当社グループとしての業務の適正を確保し、効率性を確保するための社内規定を整備すると共に、グループ会社ごとに担当部門を定め、グループ会社の管理・監督にあたる。また、グループ経営に関する企画・立案を行う恒常部門およびグループ会社の運営に関する統制・指導を行う恒常部門をそれぞれ設置する。
(3)グループ会社は、当社と統一的な考え方に基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制および内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令等遵守に関してはグループ各社からの委員をメンバーとするグループ会社コンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。
(4)主要なグループ会社について、当社の監査等委員が各グループ会社の監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6．監査等委員会監査の実効性確保体制
(1)監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置く。
(2)当該職員の独立性確保および当該職員への指示の実効性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7．監査等委員会報告体制
(1)役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告する。当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
(2)代表取締役は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と定期的に会合を持ち、役職員から監査等委員会への報告状況等について意見交換を行い、また監査等委員会より経営会議等の重要会議への監査等委員の陪席を求められた場合はこれに応じる。
(3)監査等委員会は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換および情報共有を行う。

(4)監査等委員会が、独自の外部専門家を監査等委員の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8．財務報告の適正性確保体制
(1)当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。
(2)当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

【内部統制システムの運用状況の概要】
当社は、前述の通り、取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。
2018年度においては内部統制運営委員会を2回開催し、各部門における運用状況の確認および情報共有を行い、継続的な改善に努めております。2018年度における主な運用状況の概要は次の通りです。
①法令等遵守に関する取組み
当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行っております。
・2018年度は、コンプライアンス体制規定を制定し、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）に対する速やかな報告体制を構築しました。
・これまでに構築したコンプライアンス・プログラムを定着化させる取組みも引き続き行いました。具体的には、社内向けに、各種社内規定の制定・改定や建設業法及びインサイダー取引防止等の各種セミナーを開催しました。一方、国内グループ全会社と海外グループ会社を訪問し、国内外グループ会社へ、法令等遵守に向けた意識の徹底を目的とした啓発活動に努め、また、グループ連絡会等を通じて、課題や取組み内容等の共有化を図りました。
・法令遵守に関する階層別研修や海外赴任前研修、ハラスメント研修等を実施し、コンプライアンス委員会を2回開催しました。
・内部監査部門においては、当社のコンプライアンス・プログラム、コンプライアンス体制、コンプライアンス関連文書等に関する監査を実施しました。
②損失危険管理に関する取組み
・当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築しております。
・リスク管理について、2018年度は、「コーポレート関連リスク」「投融資リスク」「プロジェクトリスク」の3つに分類した全社的なリスクのうち、「コーポレート関連リスク」について、各本部の活動に対応した優先的なリスクを選択し、それぞれの活動計画の中でリスク軽減に向けた活動を行いました。
並行して社会情勢の変化に伴う、当社が対応すべき優先的なリスクの見直しも行い、各本部からの実施状況と合わせ、来期に向けた見直しを行いました。
・2018年5月に施行されたGDPR（EU一般情報保護規則）対応のために、既存のコンプライアンス報告体制及び情報セキュリティ事故報告体制を有効に活用したGDPRに係る社内ガバナンス体制を構築しました。
・危機管理、すなわち本社防災、BCPおよび海外セキュリティについてはかねてよりそれぞれ恒常部門を設置し対応にあたってきましたが、2018年度は、それらの所管を危機管理部にまとめ、一体運用の試みを開始しました。グループ全体のリスクマネジメント体制の強化を目的として、前年度までの、海外拠点と連携する危機管理体制の構築、危機事象ごとの対応手順の整備、演習の実施に続き、新たに総合安否確認訓練を実施することでその有効性の検証を行うと共に、本社防災能力底上げのため、自衛防災隊訓練、全社防災研修会を実施しました。
また、海外出張の多い社員の安全を確保するために、海外テロ対策の一環として、海外出張者が搭乗する飛行機の選別や、ｅ－ｌｅａｒｎｉｎｇを用いた知識習得推進、従業員専用ウェブサイトを通じた危険地域情報発信等の取組みを行いました。
・プロジェクト案件の受注に係るリスク管理に関しては、担当部門によるコールドアイレビューを49案件に対して実施し継続的に管理活動に取り組みました。また、投資案件については、社内規定に沿った審査を実施し、実行された案件については定期的にそれらの損益の状況を経営会議に報告しました。
③効率性確保に関する取組み
・当社取締役会は、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等の範囲内でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保することとしています。
・2018年度は、2017年度に改定した経営会議の運営ルールに則り、申立事項の明確化と、審議結果や指示事項のフォローアップを実施し、更なる効率性の確保に努めました。
④企業集団内部統制に関する取組み
・当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行うこととしております。
・2018年度は、特定のグループ会社に対する内部統制強化施策の方針を決定した他、当社グループ経営課題に係る情報共有体制の整備・改善へ向けた取組みを継続しました。
・当社グループとしての法令等遵守に関する取組みについては、当社および国内グループ会社で構成するグループコンプライアンス連絡会を開催すると共に、主要海外グループ会社および国内グループ会社を個別に訪問し、当社グループとして統制・情報共有を図りました。
⑤監査等委員会監査の実効性確保に関する取組み
・監査等委員会の監査の実効性を確保するため、代表取締役との定例の面談を13回、業務執行取締役との定例の面談を9回それぞれ行い、併せて個別テーマに関する取締役との面談を68回行い、意見交換を行いました。
・監査等委員は経営会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、さらには監査等委員会と内部統制部門との連携のため内部統制運営委員会に出席し、必要な場合に自ら意見を述べました。
・グループ会社の監査の実効性確保を確認するため、主要グループ会社の監査役との会合を2回行い、企業集団としての内部統制体制についての意見交換と情報共有を図りました。
・当社は、監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置くこととしていますが、2018年度において当該専任職員は配置されており、人事考課は監査等委員会により行われました。
⑥監査等委員会報告に関する取組み
・当社役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告することとしています。
・監査等委員会は、役職員から、内部統制に関する自らの活動につき、定期的な会議、あるいはヒアリングを通じ報告を受けました。なお、内部統制に関する重要事項として、今期発生した巨額なプロジェクトのコスト増による損失リスクに対し、リスク管理状況及び再発防止策等につき報告を求めました。また、監査等委員会が外部専門家を監査等委員の監査のために起用するような事案は発生しておりません。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、先述の内部統制体制の構築・運用＜法令等の遵守＞に記載のとおりであり、また、行動規範としては、下記千代田グループ行動規範の第5項に定めてあるとおりである。また、外部専門組織である神奈川県企業防衛対策協議会などと定期的及び随時に連絡をとり、必要情報を得る体制を整備している。社内連絡により反社会的勢力への対応方法を指示すると共に、社内研修等での対応を進めている。

<<千代田グループ行動規範>>
千代田グループ行動規範は以下のとおりである。
当社グループは、企業活動の基本が社会と顧客からの信頼と共感にあることを認識し、業務遂行の社会的妥当性を確保するため、国内外の法規・国際的取り決め・社内ルール遵守を徹底するとともに、次の原則に従って事業活動を行う。
1.常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。
2.企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を実践する。
3.株主を始めとするステーク・ホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4.環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。
5.反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。
6.個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。
7.公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。
8.全ての人々の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。
9.当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

<<適時開示体制の概要>>
情報開示の基本方針については、当社グループの「企業行動規範」にて、広く社会とのコミュニケーションを図り、
企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。
当社は、こうした方針の下、法令、東京証券取引所(以下「東証」)規則及び当社管理基準に従い、情報開示を行います。

⑴ 適時開示の社内規定、担当部署
当社では、適切な情報の開示と管理(インサイダー取引防止)のための社内規定を設けております。また、開示手順を明確にし、
社内での徹底を図っています。
当社の情報管理は、CFOの所管業務とし、重要事実開示･公表の担当部署は、東証向け（適時開示）には
総務部、それ以外の関係者向けにはIR･広報･CSR部の担当としています。

⑵ 情報収集プロセス
当社グループの役職員は、未公表の重要事実に該当する可能性のある情報を知ったときは、職制を通じて速やかに
情報管理責任者であるCFOに報告することとしています。

⑶ 情報の分析･判断
情報管理責任者であるCFOは、上述の報告を受けた後、適宜公表担当部および関連部署との協議のうえ、
その要否、時期、方法等を速やかに決定します。
ただし、経営会議では、重要事実のうち決定事項等に関連した情報開示についても審議しており、
経営会議に付議された案件については、経営会議の判断が情報管理責任者の判断に優先することとしています。

⑷ 情報の公表手続
機関決定を行う決算情報や決定事実については機関決定後、また、その他重要事実については、公表についてCFOの
承認後、できる限り早期に、東京証券取引所への適時開示の手続を行います。
更に、特に重要な事項については、記者会見を開催するなど積極的な説明に努めます。

<<取締役会評価>>
2018年度「取締役会評価」について、次の通り実施いたしました。

<評価･分析の方法>
全取締役（監査等委員含む）に対し、取締役会の実効性に関するアンケートを配布し、全員より回答を得ました（回答は無記名方式）。
その結果を整理･集計した評価報告書を取締役会で議論し、取締役会の実効性に関する分析、評価を行いました。
アンケートの主な大項目は、次の通りです。
1．取締役会の構成　2．取締役会の開催頻度･審議時間　3．取締役会の決議事項･資料　4．取締役会の議事･運営

<2017年度取締役会評価結果への対応及び2018年度取締役会評価の分析の概要>
<2017年度取締役会評価への対応>
2017年度取締役会評価で指摘された課題「①取締役会付議に至るまでの議論の焦点整理、②社外取締役への資料･情報提供の早期化、充実化」に対し、事前審議機関において焦点の整理を行い、また社外取締役への議案の事前説明の早期化を実施して議案への理解を深めること努め、取締役会での議論を充実化を図りました。

<2018度取締役会評価>
2018年度における当社の取締役会は、議長の適切な運営のもと、社内外の取締役が積極的･建設的な議論･意見交換を行うとともに、損益悪化した主力プロジェクトの状況把握、指示･指導を実施しました。
2019年度は経営と執行の分離に向け、取締役会における社外取締役の比重をあげた新体制とします。当社再生計画の遂行監督を最優先課題とし、当社の企業価値向上に向け、執行の監督を強めてまいります。

<<女性活躍推進への取り組み>>
当社グループでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立を受け、この取り組みを
確実に推進、実行すべく、「女性活躍を推進する為の行動計画」（2016年４月１日付）を策定し、全従業員に対し、周知徹底を図っています。
なお、同行動計画では、2020年までに新卒採用全体における女性比率を25%以上にすることを目標として掲げております。

コーポレートガバナンス/内部統制の関係図

